

平成 30 年 6 月 16 日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380047

研究課題名(和文)「人間の尊厳」の日本国憲法への体系的導入 人間の共通性に基づく人権の新たな解釈論

研究課題名(英文) Systematic introduction of the "human dignity" to the Japanese Constitutional Law - New interpretation of the human rights based on the common nature of human beings

研究代表者

押久保 倫夫 (OSHIKUBO, MICHIO)

東海大学・法学部・教授

研究者番号：30279096

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本国憲法の人権条項において「人間の尊厳」を体系的に導入することにより、新たな解釈を目指すものである。そこではまず前提として、多様な人間の共通性を表象する「人間像」について、その有効性と限界を示し、また各人の特定の属性に基づく権利は、人権自体ではなくその基礎となる固有の権利と位置付けるべきことを示した。そしてその様な共通性に基づく「人間の尊厳」については、近年有力なその相対化の主張について、これを法的に正当化することを否定し、あくまでその「絶対性」を維持したまま日本国憲法に導入すべきであることを明らかにし、それによる人権条項の新たな具体的解釈を提示した。

研究成果の概要(英文)：This research aims at the new interpretation of the human rights in the Japanese Constitutional Law by the means of systematic introducing the "human dignity". As the presupposition have I showed the efficiency and limit of the concept "human image" which represents the common nature of diverse people, and pointed that the rights on the base of the people's attribution should be considered not as the human rights themselves but as the proper rights which support the human rights. Then I have insisted that the "human dignity" on the common nature of human beings must not be a relative concept in law, and should be introduced to the Japanese Constitutional Law in maintaining its absoluteness. I have showed some new concrete interpretation on the basis of such "human dignity".

研究分野：社会科学

キーワード：人間の尊厳 日本国憲法 共通性 人権 解釈

1. 研究開始当初の背景

(1) 私はこれまでに、日本国憲法 13 条の「個人の尊重」と、ドイツ連邦共和国基本法 1 条の「人間の尊厳」について、従来両者がほとんど同じものとして把握されてきたのに対し、その相違を明らかにしてきた。そして現在の日本の人権状況においては、「個人の尊重」の独自の意義を生かしていくべきこと、これを「主観的権利」と主張するのではなく、あくまで「客観的原則」として捉え、個別の人権条項等に対する「解釈基準」として機能させるべきことを主張した。その際具体的には、「個人の尊重」が規範内容として含まれていることが忘れ去られやすい条文等について、当該概念を「顕現」させる、という図式を示した。この方法に基づいて、社会権の諸条項や受刑者の人権問題などについて、「個人の尊重」を基底とする新たな解釈を幅広く提示してきた。

(2) 他方「人間の尊厳」については、ドイツにおける当該概念をめぐる議論を批判的に考察した上で、なおそれが日本においても人権問題の解決に有用な場合があることを示し、日本国憲法に明文規定のない「人間の尊厳」の根拠条文について、新たな学説を提示した。そしてこれをさしあたり人権の制限規範、即ち「公共の福祉」の一内容として限定的に使用することを主張し、これを具体的問題に適用していった。しかし「個人の尊重」の活用が体系的な方法論に基づくのに対し、「人間の尊厳」の方は、特定の問題の解決に必要な限りでの考察に留まってきた感がある。

2. 研究の目的

本研究は、日本国憲法の人権条項全体を視野に入れ、そのパースペクティブに基づいて、「人間の尊厳」の導入を図るものである。ここでは人権の各条項について、その性質に応じて「人間の尊厳」との関わりを判断し、そのうち当該概念に直接結び付けられる人権条項あるいはその保護領域の一部について、「人間の尊厳」に基づく新たな解釈論を提示する。

具体的には、日本国憲法の人権体系全体について、人間の共通性に基づく条項を抽出し、そのうち「人間の尊厳」に直接結びつきうるものについて、当該概念を基礎とした新たな解釈論を提示する。ここでは「人間の尊厳」という明文規定のない概念を導入するのであるから、「個人の尊重」にはない「人間の尊厳」独自の本質的意義や機能を生かした、しかし日本の法体系・法文化と接合可能な、新たな現実的・実践的解釈論を展開していくことを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 本研究は総論と各論に分かれる。総論ではまず、「人間の尊厳」が「個人の尊重」に対して持つ独自の意義を確認しなければならないが、内容的な面からこれを図式的に言えば、その主体規定からして、後者が「個人の多様性」に基づくのに対し、前者が「人間の共通性」に基礎を置くことである。本研究ではこの視点を人権全体に適用することを試み、日本国憲法の人権条項を、いわば「人間の尊厳」系統の人権と、「個人の尊重」系統の人権に、可能な限り区分していく。

次にこのような人間の共通性に基礎を置く人権条項について、その中でも「人間の尊厳」によって直接導出される条項ないしその保護領域を明らかにしていく。そしてそれに該当する部分は、「拷問の禁止」のように、絶対的効力を主張できることになる。これは「人間の尊厳」の侵害は、如何なる法益によっても正当化されることはないという、当該概念の機能的な面での、「個人の尊重」にはない)独自の意義によるものである。

(2) 以上の総論を基礎に、「人間の尊厳」に基づく個別の人権条項について、各論的考察を行う。その際、当該概念の「絶対性」ゆえにその解釈論的インパクトは大きく、「人間の尊厳」と直接関係すると認定される条項ないしその保護領域は、現実的解釈としてはかなり限定されたものとならざるをえないだろう。このように本研究は、限られた範囲で、しかしそこではこれまでにないラディカルな帰結を導くことを期するものである。

そしてそれは、斬新な解釈でありながら、その領域は限定されるという意味で現実的な解釈の提示であり、実践的意義を有するものとなろう。このようにいくつかの人権条項について、「人間の尊厳」に基づく新たな解釈論を提示していく。

4. 研究成果

(1) 本研究課題の前提として、多様な人間の共通性を表象する「人間像」に関して、その有効性と限界を示し、また人権主体の特定の属性に基づく権利の考察を行ったのが、「人権 / 権利 / 人間像」(樋口陽一他編『憲法の尊厳』2017 年)である。そこでは奥平康弘氏の「一人前の人間」論について、人権の実定化に向けた哲学的な人権論において「一人前の人間」ないし「平均人」を人権主体の人間像として提示する部分と、一人前とは言えないとされる子どもやある種の老人について、「人権」ではなく彼らに固有の「権利」を主張する側面とに分けて検討し、それを基に筆者独自の展開も行った。

その結果、前者の人権の実定化に向けた哲

学的人権論においては、その具体的内容を組み立て正当性を提示する為に、何らかの人間論を展開する必要があり、そこでは一定の人間像を想定されていると言えるが、人権全体についての統一的人間像を維持するのは困難であり、個々の人権の人間像に留めるべきこと、そしてその哲学的人権論が実定化されたら、人間像論で視野の外に置かれていた人も、法的のみならず実質的にも人権主体とすべく、人間像論は後景に退くべきことを明らかにした。また後者については、子どもも発展途上ながら基本的には自律した意思を持ちうるものとして人権主体として扱われるべきだが、「教育を受ける権利」等その特有の権利については保護を受ける地位と共に、人権ではなく「子どもの権利」と称すべきこと、老人の場合は法的には十全の人権を享受する主体であるが、高齢を要件とする権利は特有の権利として老人の人権行使をささえるものであること、総じて各人の特定の属性に基づく権利は、普遍的な人権それ自体ではなく、現在および将来における彼らの人権行使の前提となる、固有の権利と位置付けるべきことを明らかにした。

また、日本国憲法の「人間の尊厳」に直接結びつきうる、人間の共通性に基づく人権条項についての解釈論を展開した。具体的には、「事故により死亡した者の遺影を撮影し報道した行為が、遺族のプライバシー権及び、静謐に故人を悼む利益や敬愛追慕の情を侵害しないとされた事例」(判例時報 2287号、2016年)において、当該事例についての解説・検討を行った。その結果、本判決では原告は死者自身の人権ではなく、遺族の情報プライバシー権として遺影を公表されない自由を主張したが、死んだらその情報が直ちに遺族の「自己情報」になるわけではないので、死者自身の肖像権ないしプライバシー権として構成する方が、本筋であったことを指摘した。

さらに、「タクシー運賃の規制と営業の自由」(平成27年度重要判例解説、有斐閣、2016年)では、タクシー運賃規制が営業の自由に反しないかが争われた裁判について考察した。そこでは、運転者の労働条件の悪化をもたらしている根本原因が歩合制賃金体系であることを指摘して、この人間の尊厳に関わる問題に対して司法が行える役割を指摘して、判決を批判した。

なお、人間の尊厳と密接に係る自然法をめぐる議論が展開される、「グスタフ・ラートブルフと『壁の射手』」(ホルスト・ドライアー著)の翻訳も公刊した。

(2)そして以上を踏まえて、「それでも『人間の尊厳』は絶対である」(工藤達郎他編『憲法学の創造的展開(上)』2017年)は、人間の尊厳のあり方を明らかにし、それに即した

「人間の尊厳」の日本国憲法への導入と、その導入によってもたらされる人権条項の新たな具体的解釈を提示したものであり、本研究の成果の中心となるものである。

そこではまず、「人間の尊厳」の絶対性の動揺(「人間の尊厳」の比較衡量可能性の主張)が、比較的近年ドイツで、そしてその影響を受けて日本でも発生していることから、その是非の考察を行った。人質等の救出の為なら拷問も許されるという主張に対しては、法社会学的視点からすると、人間の尊厳の相対化は拷問の広範な使用を帰結することから、その法的正当化を否定し、極端な例外的ケースへの対処を個人の倫理的決断に求める学説を、解釈を遵守されない場合を含めて現実に与える効果から考察するものとして是認する。そして「人間の尊厳」は基本法体系上の特殊な地位、即ち人権思想を基礎づけ、基本権の妥当性を根拠づける地位にあることからして、その相対化は人権・基本権のあり方全体を変えてしまう恐れがあることを指摘し、またこの規定は戦後ドイツのアイデンティティーとしての意義を有しており、絶対性を有する「究極の切り札」としての地位がふさわしいことを主張する。またナチス時代の悲劇への反省というその歴史的意義からすると、「人間の尊厳」においてはその内容如何よりも「絶対性」、即ち「人間に対して決してしてはならないことがある」という思想の方が重要であることを明らかにした。

日本国憲法に「人間の尊厳」を取り入れる際も、「個人の尊重」等にはないこの絶対性を維持するべきであり、そうすることによって例えば日本国憲法36条が拷問を「絶対に」禁止している思想的理由が明らかとなり、また特定の場合の人クローン産生の「事前規制」という強力な制限も、憲法上正当化することができることになる。なお以上の様な、遵守されない解釈の現実に与える効果という法社会学的視点から、自衛隊を違憲とする憲法9条解釈の多数説も、軍備拡張や海外派兵に対する一定の歯止めのほか、自衛隊の政治的逸脱行動に対する抑止としても重要な貢献をしていることを指摘し、「非現実的解釈」がもたらす現実的インパクトを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

押久保倫夫 「それでも『人間の尊厳』は絶対である」工藤達郎他編『憲法学の創造的展開(上)』2017年、pp.443-465

押久保倫夫 「人権/権利/人間像」樋口陽一他編『憲法の尊厳』2017年、pp.115 -

135、

(翻訳)

ホルスト・ドライアー(押久保倫夫・当山紀博訳)「グスタフ・ラートブルフと『壁の射手』」東海法学 55号、pp.169 - 214、2018年3月

〔学会発表〕(計 2 件)

押久保倫夫「憲法が想定した個人について」(川口 かしみ(早稲田大学)発表)に対するコメンテーター、政治経済学会 第6回研究大会・総会、2015年3月

押久保倫夫「それでも人間の尊厳は絶対である」第56回憲法問題研究会 2014年7月

〔図書〕(計 1 件)

平成27年度重要判例解説、有斐閣、2016年、「タクシー運賃の規制と営業の自由」執筆、pp.22-23

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

1、判例解説

押久保倫夫「事故により死亡した者の遺影を撮影し報道した行為が、遺族のプライバシー権及び、静謐に故人を悼む利益や敬愛追慕の情を侵害しないとされた事例」判例時報 2287号、2016年、pp.87 - 88

2、報道関連情報

毎日新聞 2017年5月3日(憲法記念日)の社会面
東京本社版 14版 29頁「憲法施行70年、教育現場『中立性』に苦慮」
<https://mainichi.jp/articles/20170503/k00/00m/040/194000c>

大阪本社版 14版 31頁「きょう憲法施行70年、教室の学びが灯台」
<https://mainichi.jp/articles/20170503/dn/041/010/007000c>

それぞれの記事の後半に、憲法教育に関するコメント掲載
(なお、電子サイトの方は、題名が若干変更されている)

6. 研究組織

(1)研究代表者 押久保倫夫
(OSHIKUBO MICHIO)
東海大学・法学部・教授
研究者番号：30279096

(2)研究分担者

(3)連携研究者

(4)研究協力者